

安全・快適に暮らすことのできる質の高い生活空間の構築を目指して、建築行政・住宅行政・まちづくり行政の様々な分野で、政策デザイン、政策実行等を行っています。

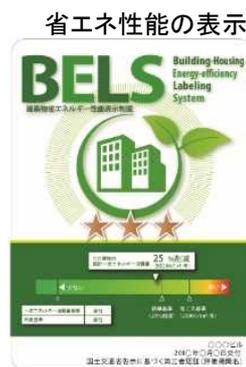
① 建築物の安全・安心に関する業務

- 火災実験のデータ等をもとに、安全性を検証しながら、建築物の基準見直し
- 旧基準で建築された既存建築物の活用
- BIM活用などによる建築DXの推進
- 建築物のバリアフリー化を進めるための枠組みづくり



② 建築物の環境対策に関する業務

- 住宅・建築物の省エネ対策の推進（義務付け、基準作成等）
- 先進的なモデルプロジェクト・技術開発への支援
(補助金やプロジェクト報告会の開催による普及拡大)
- 市場取引で、環境性能の高い建築物が選択されるよう
総合的な評価・表示ルールの確立
- 省エネ性能の高い木造住宅や伝統的な和の住まいの普及



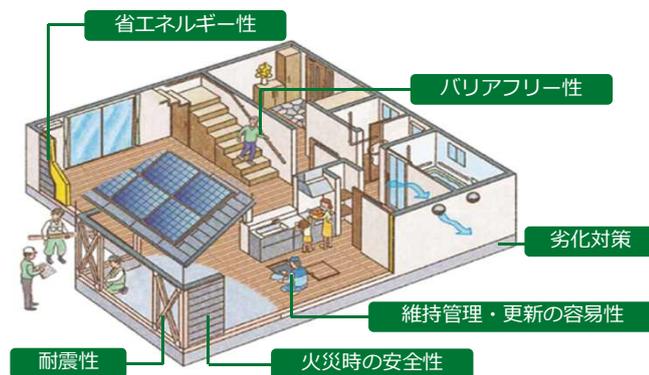
③ 誰もが安心して暮らせる住環境の実現に関する業務

- 被災者の生活再建の柱となる住まいの確保支援
- 高齢者などが安心して健康に暮らせるよう、安否確認
などのサービスが提供される賃貸住宅の供給促進
- 誰もが安心して住まいを確保できるよう、民間住宅を
活用した住宅セーフティネットの推進
- 地域で安心して暮らせよる、公的賃貸住宅の再生や
子育て支援施設等の併設による福祉拠点化



④ 安心して住宅を取得できる環境づくりに関する業務

- 長く使える良質な住宅が供給される環境づくり
- 住宅の性能を表示する制度づくり（基準作成等）
- 民間金融機関が、個人の住宅取得時に提供する
長期固定金利の住宅ローンの環境づくり（証券化支援）
- 個人が安心して既存住宅を購入できる仕組づくり（表示基準等）
- 住宅に欠陥が見つかった場合の保険制度（運営支援等）



⑤ 都市計画・まちづくりに関する業務

- 再開発・区画整理等の事業手法によるまちづくりへの支援
- 大地震時の被害が懸念される密集市街地の解消への支援
- 観光振興にもつながる空き家活用や街なみ整備といった
地域の創意工夫による住宅活用・まちづくりの支援
- 高経年マンションの管理適正化、再生の推進
- コンパクトシティ実現のためのまちづくり関連制度の枠組みづくり

コンパクトシティに取り組む自治体



1 建築物の安全性等の確保と新しい技術の支援

安全で快適な建築物の整備を進めるため、

- ・ 構造・防火・省エネ・バリアフリーなどの技術基準の整備
- ・ 新技術を導入する場合の建築基準法に基づく大臣認定
- ・ ストックの改善(例:耐震改修、省エネ改修)のための支援制度(補助制度)の整備
- ・ 歴史的建築物の活用のためのガイドライン整備などを行っています。

バリアフリー基準を満たす客室の例 建築基準法に基づく大臣認定の例



歴史的建築物の活用例(横浜市内の例)

屋根が防火性能を満たさない

安全性確保の代替措置



3 老朽化マンションの再生

昭和40年代後半から大量に建設されたマンションについて、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著となる見込みであるため、「管理の適正化」や「建替等の再生の円滑化」を支援しています。

建築後30年、40年、50年超の分譲マンション数



外壁が崩壊した事例



老朽化マンションの建替え事例(町田山崎団地)

2 少子高齢社会における住宅・まちづくり

多様な世代が、いきいきと生活し、活動できる住宅や住環境・まちづくりが重要となっており、

- ・ 新たな住宅セーフティネット制度の推進
- ・ スマートウェルネス住宅・シティの実現
- ・ 住宅団地(いわゆるニュータウン)の再生などを支援しています。

(居住支援協議会による多様な主体の連携)

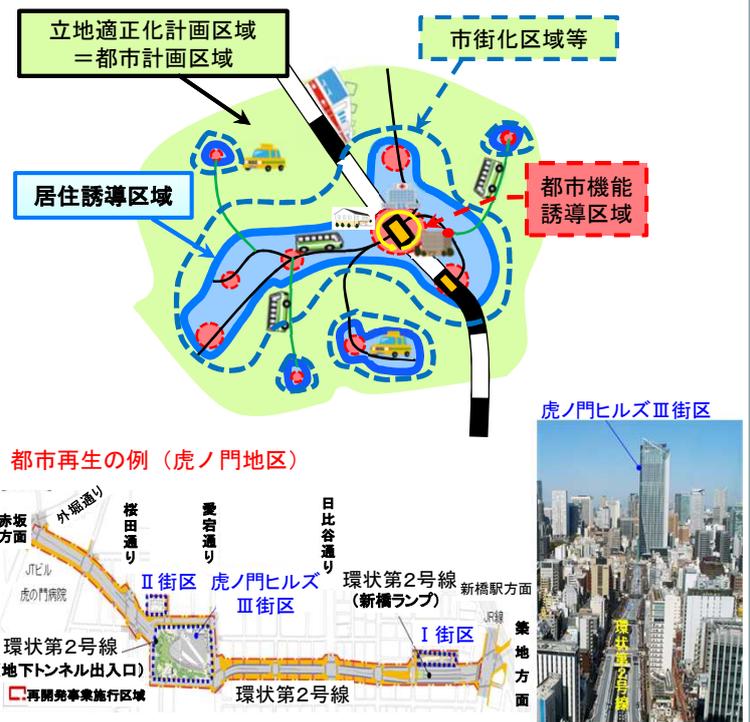
(団地の再生)



4 都市のコンパクト化と都市再生のためのまちづくり

人口減少社会において、健康で快適に生活できる安全で、持続可能な都市を維持していくために、コンパクトなまちづくりや都市再生を支援しています。

コンパクトシティのイメージ図



◆ 詳細は、業務紹介&採用案内(建築系学生向け)のパンフレットをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001573832.pdf>

